

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 133 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 31 日

京都地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 36 号

対象土地 京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町
184 番 2

京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町
184 番 1 4

手続番号 令和 8 年第 37 号

対象土地 京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町
184 番 2

京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町
184 番 1 5

手続番号 令和 8 年第 38 号

対象土地 京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町
184 番 2

京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町
184 番 1 6

手続番号 令和 8 年第 41 号

対象土地 京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町

1 8 4 番 1 6
京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町
1 8 4 番 1 5

2 関係人の氏名又は名称

小槌重数

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の申請がされた旨の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に
交付する。